

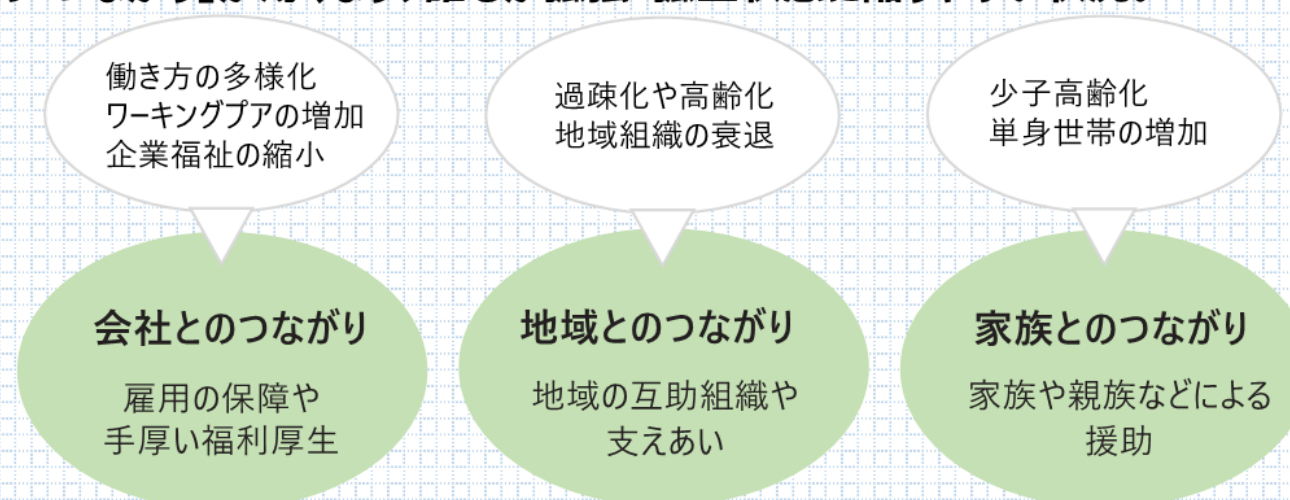
孤独・孤立対策について

- 孤独・孤立対策推進法が、令和6年4月に施行されました。
- 国においては、「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」を策定しました。

孤独・孤立について（背景）

背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況。**



- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶりの対前年比増

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、**社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施**するべく、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進。

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進（全国版・地方版官民連携プラットフォームの設置等）
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

5. その他

- ・ 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

施行期日

令和6年4月1日

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 令和7年改定のポイント

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）施行、同年6月に法に基づく重点計画を策定。
- 法施行後1年間、内閣府において孤独・孤立対策担当大臣を中心に、地方公共団体・NPO等の支援や孤独・孤立の予防を目指した取組等を重点的に推進。また、有識者会議や官民連携プラットフォームにおいても議論を重ねてきた。
- 本部の下での孤独・孤立対策推進会議において、関係府省庁の取組状況を確認し、地方公共団体、地域協議会、関係機関等（NPO等）の意見を聴取した上で、重点計画の改定案を推進本部において審議。

①現行計画の重点取組事項を着実に推進しつつ、②現在直面している課題・中長期的な課題等に的確に対応するため、**重点計画を改定**（孤独・孤立対策推進本部決定）

①令和6年計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」→ 取組を強化し、引き続き重点的に推進。

- ・ 地方公共団体への伴走支援やNPO等の取組支援等について、交付金等も活用しつつ、現場の工夫や課題も含めた横展開の取組を推進。
- ・ 「つながりサポーター」の更なる普及を始め、孤独・孤立状態の予防を目指した取組を強化。
- ・ 目標設定の好事例横展開などを通じ、重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組を推進。
など



②現在直面している課題・中長期的な課題等→新たに重点取組事項に盛り込み、関係府省連携して対策を推進。

【現在直面している課題】

✓ **小中高生の自殺者数が過去最多**

- ー 令和6年は529人と過去最多。
- ー 女子中高生についてみると、女子中学生・女子高校生ともに増加している現状



【中長期的な課題】

✓ **将来の単身世帯・単身高齢世帯の増加見込み**

＝孤独・孤立リスクを抱える方も増加見込み

- ー 単身世帯数が今後増加し、2050年度44.3%（推計）

✓ **孤立死者数の推計：約2万2千人**

- ー 孤立死WGが令和6年の推計を公表。
- ー 「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたもの。



- 児童館やフリースペース、こども食堂といった家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者の悩みを地域で受け止め、伴走支援を行う体制の構築、地域で教育や福祉等に携わる方の「顔の見える関係」づくりなど、こども・若者の孤独・孤立状態の予防に向けた取組の推進。

- 関係府省庁・地方公共団体との密接な連携の下、現役世代を含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの「居場所・つながりづくり」等、中長期的視野に立った孤独・孤立状態の予防のための取組の推進。

このほか、就職氷河期世代を含む中高年層の支援や、身寄りのない高齢者の支援についての関係府省庁が連携した取組の推進 など

孤独・孤立対策の取組（イメージ）

人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進

- 人生のあらゆる段階で何人にも生じ得る孤独・孤立の問題への対策を進めるに当たっては、関係府省庁が展開している人と人とのつながりを生むための各種施策間の連携の下で行うことが前提となる。
- 孤独・孤立対策が各地域で分野をまたぐ施策間連携の推進役・結節点にもなり得ることや、孤独・孤立対策を通じて各種施策の相乗効果を高めうることを認識しながら、地域における人と人とのつながりを作る施策が当事者等へ円滑に届けられる環境を整備する。

地
域
住
民

つながりへの架け橋（例）

保健、医療、福祉、教育
その他の専門家

- ・ かかりつけ医・リンクワーカー【医療】
- ・ 地域包括支援センター／生活支援コーディネーター【介護】
- ・ 地域共生担当【福祉】
- ・ スクールソーシャルワーカー【教育】
- ・ 保護観察所【更生保護】



市民や民間事業者など

- ・ 民生委員・児童委員【福祉】
- ・ 保護司【更生保護】
- ・ 行政相談委員【相談受付】
- ・ つながりサポーター【孤独・孤立対策】



分野横断的な広報・相談窓口
による周知

- ・ 消費者被害防止
- ・ 行政相談



相乗効果

孤独・孤立の軽減予防
各種施策の利用促進
地域活動の活性化

人と人とのつながりの創出（例）

公園を活用したつながりの場
【環境】



地域のボランティアサークル、スポーツ・文化
芸術・趣味サークル等【まちづくり、福祉】



博物館・公民館・図書館等を活用した
地域のつながり【文化】



こども食堂など多様なこどもの居場所、
多世代交流の場【こども・食育】



居住支援法人等や消費生活協力
員・協力団体・地域による見守り
【住宅・消費者保護・環境】

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを活用し、各種施策の情報を共有
人と人とのつながりを生むための分野横断的連携を促進